

令和8年度



放課後児童クラブ 利用について

大野市教育委員会事務局 **こども支援課**

〒912-8666

福井県大野市天神町 1-1

結とぴあ1階1番窓口

電話 0779-64-5140

もくじ

令和8年度 放課後児童クラブ 利用について

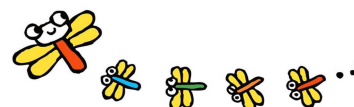
- ・ 放課後児童クラブ開催場所等 3
- ・ 放課後児童クラブに該当する家庭..... 4
- ・ 必要な提出書類等..... 5
- ・ 児童センターと放課後児童クラブの違い..... 6
- ・ 放課後児童クラブの利用にあたって..... 7
- ・ 開設時間と保護者負担金について..... 9
- ・ よくある質問..... 10

○放課後児童クラブは下記の小学校区にある児童センター内に開設しています。

クラブ名	所在地	電話	小学校区
西部児童クラブ	泉町 6-20 (西部児童センター内)	66-0912	有終西小学校
			上庄小学校
			富田小学校
			阪谷小学校
南部児童クラブ	日吉町 9-8 (南部児童センター内)	66-2133	有終南小学校
			小山小学校
東部児童クラブ	美里町 801 (東部児童センター内)	66-5233	有終東小学校
北部児童クラブ	陽明町三丁目 701 (北部児童センター内)	65-3665	下庄小学校
和泉児童クラブ	朝日 34-3 (和泉児童センター内)	78-2655	和泉小学校

※上庄小学校、富田小学校、小山小学校、阪谷小学校は長期休業期間のみの利用となります。

※小学校区外でも自由来館として遊びに行くことや、住居関係上などの不都合があれば(相談の上)どの児童館でも利用可能です。



放課後児童クラブについて

○保護者が就労や病気などで下校時に家庭にいない小学生の子ども達に、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、家庭、地域等との連携のもと、児童の健全な育成に取り組んでいます。主な支援の内容は以下のとおりです。

- (1) 児童の健康管理、安全の確保及び情緒の安定を図ること。
- (2) 遊びを通して自主性、社会性及び創造性を培うこと。
- (3) 児童が学習活動を主体的に行える環境を整えること。
- (4) 基本的な生活習慣を身に付けるための援助を行うこと。
- (5) 活動状況について保護者との情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりを支援すること。
- (6) 児童虐待の早期発見に努め、関係機関と連携して対応すること。

クラブ加入に該当する家庭

○対象になるのは、児童と同居する大人全員（76歳以上を除く）と、別居の祖父母（76歳以上・校区外在住は除く）が、以下の要件のいずれかに該当する場合です。

☆就労（父母・祖父母）

保護者が児童の下校時に就労していること（自営業、農業を含む）

新1～3年生：14時30分以降も勤務していること

（下校時間は学校によって異なりますのでご相談ください）

新4～6年生：15時以降も勤務していること

☆就学

大学、専門学校や職業訓練校に通っていること

☆妊娠・出産

妊娠中または出産後間がないこと

（産前8週（多胎妊娠の場合は14週）に入る初日から、産後8週を経過する月の末日まで）

☆疾病・障害

疾病・負傷または、心身の障害により保育ができないこと

☆介護・看護

親族を介護または、看護していること

☆その他

上記以外の理由（やむを得ない理由があると教育長が認める場合）

★以下のいずれかに該当した場合、

児童クラブの利用をお断りすることがあります。

- (1) 世帯状況の変化により、対象児童の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 申請書等の内容に虚偽の記入・申し立てがあった場合。
- (3) 開所時間に児童を送迎できない場合。
- (4) 児童が集団生活を送ることが難しい場合。
- (5) 他児や指導員へ故意による暴力行為や施設備品の破壊行為があった場合。
- (6) 他児への精神的苦痛や危害が及ぶ場合。
- (7) 児童クラブ利用中に指導員による医療的行為を必要とする場合。
- (8) 児童クラブの運営上、支障が認められた場合。

提出書類等

☆就労

(1) 会社員や公務員などの場合

- ・就労証明書（指定様式。勤務先の企業等に作成を依頼してください。）

(2) 自営業の場合（次の両方が必要）

- ・就労証明書（指定様式。自身で作成してください。）
- ・営業していることが分かる書類（営業許可書、開業届、登記簿の写し、確定申告書の写しなど）

※令和4年から、就労証明書の証明印が不要となりました。

これにより、勤務先企業が作成した証明書のデータをEメールなどで受け取り、そのままオンライン申込に使用することが可能となります。

☆就学

- ・在学証明書（指定様式）

☆妊娠・出産

- ・母子手帳の写し（保護者氏名と出産予定・出産日が分かる部分）

加入できる期間：産前8週（多胎妊娠の場合は14週）に入る初日から、産後8週を経過する月の末日

☆疾病・障害

以下のいずれか

- ・障害者手帳等の写し
- ・医師診断書（任意様式。通院を要する旨や保育ができない旨の記載が必要）
- ・その他（入院や通院により保育ができないことが分かる書類）

☆介護・看護

以下の両方

- ・介護・看護申立書（指定様式）
- ・介護保険被保険者証の写し、障害者手帳などの写し、または医師診断書

☆その他

- ・その他の理由を証明する書類

心配事などありましたらいつでも
児童センターや大野市役所の
こども支援課にご相談ください。



児童センターと放課後児童クラブの違い

児童センターって？



簡単に説明すると... 児童館にいつでも遊びに来てOK！

自由来館といって、学校が終わって下校した後、家で着替えてから自転車や徒歩などで好きな時間に遊びに来て、子どもだけで帰ることが可能です！

クラブのお友達や先生と一緒に遊んだり、おやつ会や工作などに参加したりと、こどもの遊び場として利用いただけます。

※児童館外での活動は全て保護者の責任となりますのでご了承ください。

放課後児童クラブって？



簡単に説明すると... クラブに加入して放課後を児童館で過ごします！

学校が終わってからそのまま児童館へ集団下校し、児童館で着替えや宿題、自由遊びなどして放課後を児童館で過ごします。

児童クラブ活動中は保護者のお迎えが来るまで児童館以外の場所（公園や友人宅など）へ遊びに行くことはできません。保護者がお迎えにきた児童から随時帰宅します。（※下校中は保護者の責任となります）

<活動例>

(1) 学校から順次児童クラブに来所

(2) 着替え

(3) 宿題（宿題に関しては児童の自主性に任せています）

※基本的な生活習慣を身につけるため、机に向かう時間は設けていますが、児童クラブは学習を目的とした場所ではない為、職員が宿題をチェックすることはありませんので学習内容についてはご家庭での確認をお願いします。

(4) 集団遊び、または自由遊び

(5) 保護者がお迎えに来た児童から随時帰宅

※4ページに記載の加入要件を満たしている家庭のみがクラブに加入できます。冠婚葬祭などで緊急利用を希望する場合は児童館へご相談ください。

放課後児童クラブの利用にあたって

(1) 来館方法

- 平日は学校から集団下校で来館します。(下校中は保護者の責任となります)
また、長期休業中は必ず児童センターまで保護者の方が送迎してください。
※子どもだけの来館は認めていません。集団下校については学校にお問い合わせください。

(2) 帰宅方法

- 必ず保護者の方(大人)が児童館までお迎えに来てください。子どもだけの帰宅は危険ですので許可していません。なお、代理の方が迎えに来られる場合は、防犯のため、事前に連絡をお願いします。

(3) 児童クラブを欠席する時

- 都合で欠席する場合は、児童の安全確認のため、早めに必ず児童センターへ連絡してください。当日の欠席の場合、12時までは《れんらくアプリ》で、12時以降は電話での連絡をお願いします。

(4) 館内での飲食について

- 館内は飲食禁止となっていますので、お子さんにおやつ等を持たせることはしないでください。水分補給の為、お茶を水筒に入れてもたせてあげてください。(ペットボトルはおもちゃになるためご遠慮ください)

(5) 学校(学級)閉鎖の時

- インフルエンザなどの感染症にかかっている場合や、学校(学級)閉鎖の時は利用できません。自然災害等による休校時は閉館となりますが、特別児童クラブ(対象は留守宅児童)の開設についてはその都度、開設場所など市のホームページに掲載します。感染症や自然災害等、状況に応じて児童センターを閉鎖することもありますので、予めご了承ください。

(6) 児童クラブを退会する時

- 放課後児童クラブを利用しなくなる際や、就労等の要件を満たさなくなった際には退会していただき、辞退届の提出が必要です。(※詳しくは職員にお問い合わせください)

(7)その他

- ご家族の方のお仕事がお休みなどで、お家に大人の方がいる日は、学校から直接自宅に帰っていただくようお願いいたします。その場合は自由来館で児童館をご利用いただけます。（※自宅に帰る日は必ず児童館へご連絡ください）
- 児童センターでは私服で活動していますので着替えの用意をお願いいたします。汗をかいたり汚れたりした際の予備の準備もお願いいたします。
※紛失防止のため、持ち物には全て名前のご記名をお願いいたします。
- 活動中に怪我をしたり、体調不良になったりした場合、保護者の方にご連絡させていただきますので、できるだけ早くお迎えをお願いいたします。
- 学校行事（始業式・終業式・保護者会・行事振替日など）で給食がない日に児童館を利用される場合は必要であればお弁当を持たせてください。
- 放課後児童クラブに加入されているお子さんの保護者の方には、「地域組織活動」への入会をお願いしています。各児童センターには、地域の子どもたちの健全育成を目的とした地域組織活動という組織があります。子どもたちが健やかに育つよう情報交換の場として、幅広く活動しています。
(会員費用として 1,200円 を頂いています。ご協力をお願いします)

開設時間と保護者負担金について



○毎月上旬、もしくは各長期休業期間終了後に納付書をお渡ししますので、金融機関にて納付をお願いします。保護者負担金は変更となる可能性がありますのでご了承下さい。

開設日	開設時間	利用料
平日	下校時から午後6時まで	無料
通常の土曜日・振替休日 (土曜日は南部と北部で集約し開館)	午前8時から午後6時まで	1日200円
長期休業期間 (長期休業期間中の土曜日も南部と北部で集約し開館)	午前8時から午後6時まで	1日300円
年間登録料		3,200円(和泉児童センターは除く)

※上記以外に、児童館で行なわれる行事の材料費の実費を負担していただくことがあります。

- (1) 児童扶養手当の受給世帯及び、母子家庭等の医療の助成対象世帯や、生活保護世帯、非課税世帯は児童1人当たり、月3,600円まで保護者負担金が免除されます。
- (2) (1)の対象者は年間登録料も免除となります。
- (3) 年間登録料はクラブに加入する時期によって、変更になることはありません。
- (4) 放課後こども教室に登録される方は、放課後児童クラブの年間登録料はかかりません。
- (5) 和泉児童センターは学校内にあるため、入退室のアプリ使用はありません。

クラブでよくある質問…



(1) Q 産休中や育休中に加入はできますか？

A：育休中（産前8週（多胎妊娠の場合は14週）に入る初日から、産後8週を経過する月の末日）までは加入が可能です。それ以降の育休中は家庭での保育が可能とみなし、退会していただくことになります。

(2) Q 個人的な趣味や旅行、買い物、休息といった理由で加入はできますか？

A：上記の理由で加入はできません、自由来館をご利用ください。

(3) Q 児童クラブの要件を満たさない場合も、児童センターは利用できますか？

A：自由来館での利用が可能です。一度帰宅した後にご利用ください。

(4) Q 西部児童クラブ(東部児童クラブ)を利用していますが、土曜日利用は可能でしょうか？

A：土曜日利用は可能です。西部児童センターと東部児童センターは令和7年4月から土曜日を閉館し、南部児童センターと北部児童センターの2館で集約して行っています。

クラブ利用者が土曜日利用希望の場合は、南部児童センターか北部児童センターのどちらかを利用時前に面接で聞き取りをした上、利用いただいています。（※振替休日と長期休業中は変わらず全館開館しております）

放課後児童クラブ 加入申請方法

もくじ

放課後児童クラブ 加入申請方法

- ・ はじめに必ずお読み下さい……………13
- ・ 申込期間・事前準備など……………14
- ・ 利用までの流れ……………15
- ・ オンライン申し込みの方法について……………16
- ・ 長期休業期間の利用について……………19
- ・ 申請でよくある質問について……………20

はじめに必ずお読みください

～放課後児童クラブ申請の前に、保護者の方へお願い～

①加入にあたっては、児童とよく話し合ってください。

特に高学年になると、活動や興味の範囲が広がっていきます。放課後の過ごし方について、ご家族でよく話し合ってください。

②ご家庭での時間やお友達と遊ぶ時間を作ってください。

放課後児童クラブでは、下校時に家族が仕事等でやむを得ず家庭に居られない時などの支援です。早くお仕事や用事が終わられた時には開設時間内であってもお迎えに来ていただき、ご家庭等で過ごす時間を持ってください。

③開設時間内の送迎にご協力ください。

開設時間外は児童をお預かりできません。長期休業中も同様です。

④発達が気になる児童について

放課後児童クラブは集団生活になります。児童によっては、時には集団生活が負担となる場合があります。その際は、ご相談させていただく場合がございます。その他『放課後デイサービス』などの福祉サービスの併用も考えられます。（詳しくはこども支援課にご相談ください）

⑤児童クラブの円滑な運営にご協力ください。

児童が放課後児童クラブの活動中に病気や怪我をした場合にはご連絡させていただきますので、速やかにお迎えに来ていただきますようお願いいたします。他の児童に感染の可能性がある病気や、体調不良の場合は、クラブの利用をご遠慮ください。また、必要な持ち物は必ずご家庭で用意していただきますようお願いいたします。

放課後児童クラブは、家庭に関わる生活の場を提供していますが、「集団生活」の場でもあり、**はじめやルール**があります。自分勝手な行動は事故や怪我の原因となるため、職員がお子さんに注意したり、指導したりすることがあります。

お子さん一人ひとり、育った環境や個性が違いますので、褒め方、注意の仕方、性格等、**保護者の方からアドバイス**がありましたらお気軽に職員にお伝えください。お子さんが健全に育っていくために共に頑張っていきます。

令和8年度の放課後児童クラブ加入申込は、原則オンラインで受け付けます。

○申込は、スマートフォン、タブレット、PCのいずれでも可能です。

▼申込期間：令和7年12月1日～12月31日

※ インターネット環境がないなど、オンライン申込が困難な方は、
こども支援課にお問い合わせください。

○毎年度、加入申込が必要です。

加入期間は、入会希望日からその年度末までとなります。

○住所、勤務先、電話番号、加入保険などに変更が生じた場合は、速やかに
届け出てください。

オンライン申込に進む前に、次の準備をしてください。

(1) 就労証明書など保育を必要とする理由を示す書類を用意する。(画像可)

※次の①②の全ての方の書類が必要です。

①児童と同居する大人全員(ただし、76歳以上の方は不要)

※本書において大人とは、令和8年4月1日時点で満18歳以上の方を
いいます。

②別居の祖父母(76歳以上の方・校区外に住んでいる場合は不要)

※下庄小学校児童は、乾側地区にお住まいの別居の祖父母は不要。



令和8年度の保育所・認定こども園の入園申込時に、父母の就労
証明書を提出した方は、就労証明書等の添付を省略できます。

(2) 児童の保険証を用意する。(画像可)

(3) 実際にオンライン申込をする保護者1名の顔写真付きの本人確認書類を
用意する。(運転免許証など)

(4) 大野市内に祖父母(別居を含む)がいる方は、祖父母の住所・生年月日
をあらかじめ把握しておく。

○各種様式はこちら(大野市ホームページ)

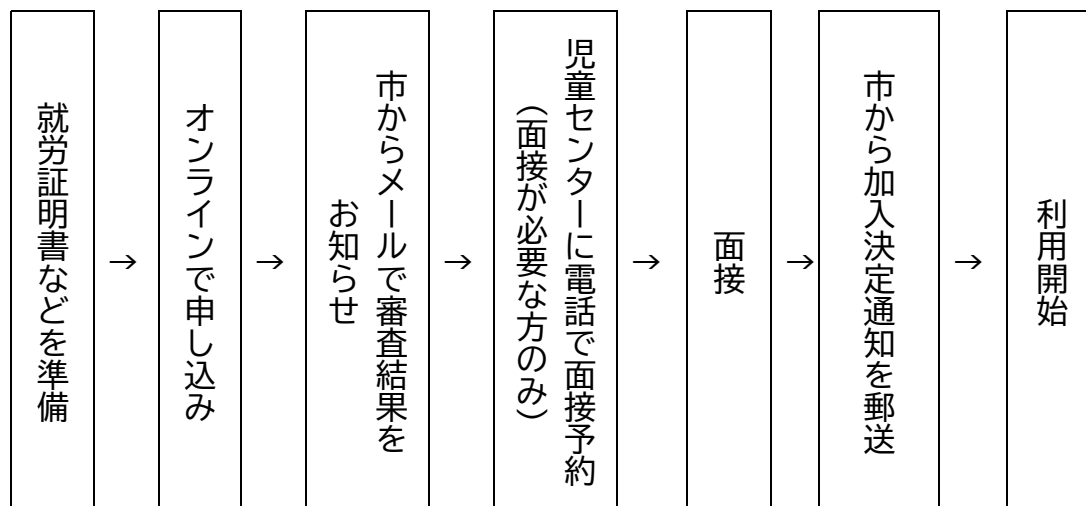


←こちらの
QRコードから

(URL)

<https://www.city.ono.fukui.jp/kosodate/kosodate/r7jidokan.html>

<利用までの流れ>



- 審査について：提出された書類を市で審査します。
審査結果のメールは、申請から一週間程度で通知します。
※通知が前後する場合がございます。
※利用条件に該当しない場合も通知します。
 - 面接期間：令和7年12月11日から2月6日まで
平日12時～15時、土曜日8時～17時半
 - 面接対象者：初めて児童クラブを利用する方（保護者のみ）面接を行います。
前年度児童クラブに加入していた場合は、書類審査を行い、必要な場合は面接を行う場合があります。
- 面接が必要な方は、審査結果をメールで受け取った後、**3日以内**に
保護者から各児童センターに直接電話予約してください。
※面接結果によっては、クラブ加入をお断りする場合があります。
- 決定の連絡：3月上旬頃に市から郵便で通知

オンライン申込の方法について

1. 「福井県電子申請サービス」 にアクセスする。

▼福井県電子申請サービス



<https://shinsei.e-fukui.lg.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect>



2. 「福井県電子申請サービス」の利用者登録を行う。

上記WEBサイトの上部の「ログイン」を押す。

⇒「利用者登録」を押し、利用者登録を行う。

※メールの受信制限をされている方は、

「info@shinsei.e-fukui.lg.jp」からのメールを受信できるように設定してください。



3. 「令和8年度 放課後児童クラブ加入申込」のページにアクセスする。

▼（方法1）直接アクセスする。



▼（方法2）トップページから手続きを探してアクセスする。

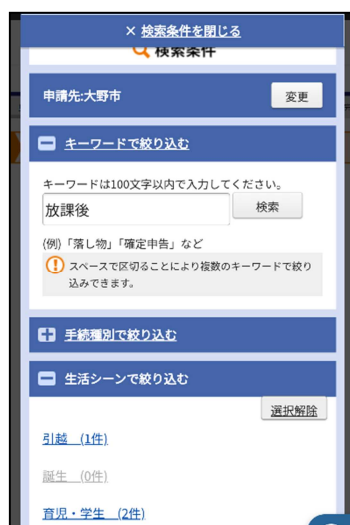
(1) 「申請先の選択」画面で、「大野市」を選択する。

(2) 「検索条件を選択」を押し、キーワードで「放課後」と入力して検索するか、「生活シーンで絞り込む」から、「育児・学生」を選択して検索する。

⇒ログインを求められた場合は、利用者IDとパスワードを入力してログインする。

⇒「令和8年度 放課後児童クラブ加入申込」を選択し、申込フォームに進む。





4. 申込フォームに必要な事項を入力する。

所要時間は15分程度です。

設問が多いため、途中で保存する場合は、ページの一番下の「**申請書一時保存**」を押して一時保存してください。一度保存したデータは、トップページの「最近の申請」から呼び出して、申込を再開することができます。

入力が済んだら、ページ一番下の「**次へ**」を押してください。

5. 添付書類を添付する。

「添付資料選択」画面に移ります。

⇒提出方法を選択し、「**ファイルを選択**」を押す。

⇒全ての書類の添付が完了したら、「**次へ**」を押す。

スマートフォンの場合、「**ファイルを選択**」を押すと、写真撮影またはファイルの選択が可能になります。手元にある紙の書類をここで撮影して添付することができます。

申込を希望する児童について

[1] 申込児童氏名 必須

氏と名の間はスペースを入れてください。

(200文字まで)

[2] 申込児童氏名 (カナ) 必須

氏と名の間はスペースを入れてください。

(全角カナ200文字まで)

福井県電子申請サービス

申請書入力 > 添付資料選択 > 送信内容確認 > 送信完了

添付資料選択

- 申請に必要な添付資料の提出方法を指定してください。提出方法の申請時添付を指定した場合のみファイル選択が可能になります。
- 【申請時添付】の場合、【参照】をクリックして対象ファイルを選択してください。
- すべての添付資料について提出方法を指定したら【次へ】をクリックしてください。
- 添付可能な資料のファイルサイズは1ファイルあたり最大10 MB、合計サイズは最大20 MBです。

申請先	大野市
手続名	令和8年度 放課後児童クラブ加入申込 案内

添付可能なファイルサイズの合計は最大20MBです。

ファイルサイズを抑えるポイント

- ・ 父母の就労証明書等は、2枚1組でまとめて撮影する。
- ・ 祖父母の就労証明書等も、2枚1組でまとめて撮影する。
- ・ 児童の保険証と保護者の本人確認書類も、まとめて撮影する。
- ・ 画像圧縮アプリなどを使用して、ファイルサイズを抑える。
(ただし、判読できる程度のサイズに留める)

▼「提出方法」の選択肢について

- ・ 原則、**申請時添付**を選択してください。
- ・ どうしても添付がうまくいかない場合のみ、**郵送で提出**または**窓口で提出**を選択し、申込期間内に児童センターまたはこども支援課に書面で提出してください。
※添付書類が提出されるまで、審査は完了しません。

ファイルサイズが大きい場合、送信中に画面がしばらく動かなくなる場合がありますが、閉じたり戻ったりせずに、そのままお待ちください。



添付書類は最大で8枚まで選択できます。枚が余った場合、その枚は**提出しない**を選択してください。

▼必要な添付書類について ⇒ (4ページ、14ページ) もお読みください。

6. **送信**を押して、申込を完了する。

申請した内容は、完了画面の**申請書控え保存**を押すと、PDFファイルでダウンロードすることができます。

また、トップページの「最近の申請」から、いつでも申請状態や内容を確認することができます。申請状態は、市の審査段階に応じて、次の順番で進んでいきます。

※段階が進むごとに、自動でメールが送られてきます。

- | | |
|-------------------|-----------|
| (1) 申込が完了したとき | ⇒ 「受付中」 |
| (2) 市が申込を「受理」したとき | ⇒ 「審査中」 |
| ※市が申込を「不受理」にしたとき | ⇒ 「申請不受理」 |
| (3) 申請に不備があったとき | ⇒ 「補正指示」 |
| (4) 市が審査を完了したとき | ⇒ 「完了」 |

※この時点では書類審査が済んだ状態です。まだ加入は決定ではありません。

加入の決定は、3月上旬に「決定通知書」の郵送をもって通知します。

長期休業期間中の利用について

- 長期休業期間（春休み・夏休み・冬休み）の利用の方は、申請が必ず必要ですのでご確認ください。

新一年生は 4月1日からの利用です。
3月31日まではまだ利用できません。

- **新規加入者**：「放課後児童クラブ長期休業期間利用申請書」を電子申請（福井県電子申請サービス）からお申し込みください。

手順：①下記のQRコード（大野市ホームページ）を読み取り「[オンライン申込はこちら](#)」をタップする。

②「長期休業中の利用申請」ページは[こちら](#)（外部サイト）をタップする。

③「放課後児童クラブ長期旧教期間利用申請書」の内容を入力して申請する。



※ただし、4月1日～の利用までに「[れんらくアプリ](#)」が導入できた方はアンケートで利用希望の回答をお願いします。

- ★「れんらくアプリ」については「保護者用スマートフォンアプリのご案内」を決定通知書と一緒に同封させていただきます。そちらをご確認の上、速やかに保護者1名がアプリをインストールし、新規登録を行ってください。

- **継続の2年生以上**：お持ちの「れんらくアプリ」を通じて、各児童センターから「長期児童クラブ利用について」のアンケートが届きますので、利用希望の方は必ずアンケートの回答をお願いします。（※回答しない場合は利用しないものとみなします。）

申請でよくある質問…



(1) Q 令和8年度5月以降から利用を開始したいのですが、申込はできますか？

A：令和8年度中の利用開始であれば、申込が可能です。
令和8年度5月以降の利用を希望される方も、なるべく上記期間内に申し込んでください。

(2) Q 申込期間を過ぎてしまいましたが、申込はできますか？

A：期間を過ぎても随時申込が可能です。同様にオンラインで申し込んでください。

(3) Q 令和8年3月末までに新規加入を希望する場合はどのような手続きに ないますか？

A：令和7年度途中の加入を希望する場合は、①令和7年度申込、
②令和8年度申込の、両方の手続きが必要です。
※このとき、保護者の状況に変更がない限り、令和8年度加入申込に
別途就労証明書などを再度取り寄せる必要はありません。(添付が省略
できます。)

(4) Q 加入決定はいつされますか？

A：加入の決定は、オンライン申込の際に提出していただいた書類審査と、
その後の面接を経てから、「決定通知書」の郵送をもって通知します。加
入決定通知書は3月上旬頃に郵送します。

(5) Q 福井県電子申請サービスの利用登録がうまくいきません。

A：福井県電子申請サービスの利用方法については、
こちらをお読みください。

▼初めて利用する方へ
<https://bit.ly/3hPXxXE>



(6) Q 申込後に訂正したい事項があるのですが、どうすればよいですか？

- A：申込の訂正はできません。取下げと、再度申込を行ってください。
方法は次のとおりです。
その際、先に再度申込を行ってから取下げを行っていただくと、最初の申込内容を引用して再度申込ができるため、スムーズです。
※最初に取下げをしてしまうと、2回目は最初から行う必要があります。
※不要な申込は必ず取下げてください。二重のままにしないでください。

▼市が申込を「受理」する前の場合

1. まず、再度申込を行う。
 - (1) 福井県電子申請サービスにログインする。
 - (2) トップページから、「最近の申請」を確認する。
 - (3) 取下げたい申請の「詳細」を押し、取下げたい申請を表示する。
 - (4) ページ下部の「再利用申請」を押し、最初の申込内容を引用しながら訂正したい箇所を訂正し、再度申込を完了する。
2. 次に、最初の申込を取下げる。
 - (5) (2)に戻り、取下げたい申請の「詳細」を押し、取下げたい申請を表示する。
 - (6) ページ下部の「申請取下げ」を押し、申請を取下げる。
※申請状態によっては取下げができない場合があります。この場合は、各児童館に電話で連絡してください。

▼既に市が申込を「受理」し、「審査中」になっている場合

1. まず、再度申込を行う。(上と同じ)
2. 各児童館に電話し、最初の申込を取下げる。

(7) Q 申請が届いているか不安です、

- A：申込をしたすぐ後に、福井県電子申請サービスから自動的に「申請受付のお知らせ」というメールが送られます。
※この時点で申込は届いています。
①申込直後に、福井県電子申請サービスから自動的に「申請受付のお知らせ」というメールが送られます。
②書類に不備がなく、市が申込を「受理」すると、「審査開始のお知らせ」というメールが送られます。

(8) Q 2人同時に申し込みたいのですが、申込は2回しないといけませんか？

A：2人以上同時に申し込む場合であっても、申込は人数分行ってください。
その際、就労証明書などの添付も必ず毎回行ってください。
なお、次の方法で1人目の申込内容を引用してスムーズに再度申込することができます。

1. 1人目の申込みを完了し、完了画面の「申請履歴を表示する」を押すか、トップページから「最近の申請」を確認する。
2. 引用したい申請を選択し、ページ下部から「再利用申請」を押す。
3. 1人目の申込と異なる部分（氏名など）を打ち換え、2人目の申請を完了する。

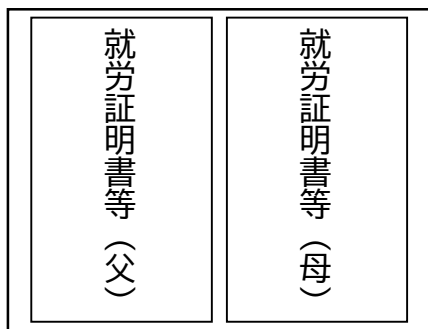
(9) Q 添付書類のオンライン提出は、どのような形で行うのですか？

A：申込の最後に、書類を添付する画面に移ります。
スマートフォンで申込の場合は、次の①②どちらの方法でも提出ができます。PCなどで端末にカメラがついていない場合は、②により提出してください。

- ① 添付画面でカメラが立ち上がるので、書類を撮影して添付する
- ② 端末に保存された書類データ（画像可）を選択して添付する

(10) Q 添付書類をまとめて撮影する場合どのように撮影するとよいですか？

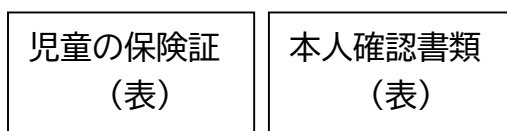
A：▼撮影イメージ（父の就労証明書等＋母の就労証明書等）



⇒ファイルサイズを抑えるため、2枚並べてスマートフォンを横向きにして撮影。祖父母も同様に行ってください。

なお、次の方法で1人目の申込内容を引用してスムーズに再度申込することができます。

▼撮影イメージ（児童の保険証＋申込をする保護者の本人確認書類）



⇒2枚並べて撮影

(11) Q 19歳の兄や姉も保育を必要とする理由を示す書類の提出が

必要ですか？

A：19歳の兄や姉も書類提出が必要です。在学証明書や就労証明書など、保育を必要とする理由を示す書類を提出してください。

(12) Q 児童の父親(母親)が遠方に単身赴任していますが、就労証明書は必要ですか？

A：保護者（父母）が遠方に居住している場合であっても、就労証明書などの保育を必要とする理由を示す書類は必要です。

※祖父母が遠方（校区外）に居住している場合は、就労証明書などの書類は不要です。

<面接についての質問>

(13) Q 面接の予約はいつから取れますか？

A：市が提出された書類を順次審査し、面接依頼をメールで通知します。メールを受け取った方から速やかに、電話で児童センターに面接の予約をしてください。

※申請から書類審査結果の通知まで、最短でも一週間程度かかります。

※通知は前後することがあります。

(14) Q 審査結果のメールが届かず面接予約ができません、、

A：順次、審査をしていきますのでメールをお待ちください。

申込が届いているか確認したい場合は(7)をご覧ください。

(15) Q 前年度からクラブに加入していますが、面接は必須ですか？

A：前年度児童クラブに加入していた場合は、書類審査を行い、必要な場合は面接を行う場合があります。

